福井県立大学教育研究委員会ＦＤ部会要領

平成 30 年 4 月 1 日
公立大学法人福井県立大学要領第１号

（設置）
第１条　公立大学法人福井県立大学委員会規程（平成２９年公立大学法人福井県立大学規程第２号）第６条の規定に基づき、ファカルティ・ディベロップメント（以下「ＦＤ」という。）に関する協議検討を行うため、教育研究委員会にＦＤ部会(以下「部会」という。)を置く。

（所掌事項）
第２条　部会は、次の事項を協議検討する。
（１）授業評価に関する事項
（２）学内研修に関する事項
（３）教学改善に関する事項（教学に関するＩＲ）
（４）その他ＦＤに関する事項

（組織）
第３条　部会は、次の委員をもって組織する。
（１）各学部の教員各１名
（２）情報センター、国際センター、地域連携センターおよび共通教育センターの教員各１名
２　必要があるときは、前項の委員に各学部、情報センター、国際センター、地域連携センターおよび共通教育センターの教員各１名を加えることができる。
３　第２条(３)については、分析課題が提起された場合には教学 IR 作業グループ（以下「作業グループ」という。）を組織する。この作業グループの活動中は、部会メンバーの１名をその担当者とし、その活動を監督する。作業グループには別にリーダーをおき、その運営については別途定める。
４　第１項および第２項に掲げる委員は、教育研究委員会委員長が選任する。

（任期）
第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。
２　委員は、再任することができる。

（部会長）
第５条　部会に部会長を置き、第３条第１項および第２項に掲げる委員の中から互選によって定める。
２　部会長は 、部会の会務を総理する。
３　部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名を受けた者がその職務を代行する。

（会議）
第６条　部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

（委員以外の教職員の出席）
第７条　議長は、委員以外の教職員を部会に出席させて説明を求め、または意見を述べさせることができる。

（庶務）
第８条　部会の庶務は、事務局教育推進課において行う。

（委任）
第９条　この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議を経て、教育研究委員会委員長が定める。

附 則
この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則
この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則
この要領は、令和７年４月１日から施行する。

FD部会 教学IR作業グループ運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、FD部会（以下、「部会」という。）内に置く教学IR作業グループ（以下、「作業グループ」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　作業グループは、教育、学習および学生生活に関する学生の各種データ（以下、「教学データ」という。）を用いて分析を行うことにより、現状把握および将来予測を行い、もって大学における教学改善の議論に資することを目的とする。

（組織）

第３条　作業グループは教学上の分析課題に応じて組織され、部会がそれを承認し、統括するとともに、部会メンバーのなかの担当者１名によって監督される。

２ 作業グループにはそのリーダー（以下、「グループリーダー」という。）を置き、メンバーの中から、FD部会長（以下、「部会長」という。）が指名する。

３ グループリーダーは、部会長担当者の監督の下、作業グループの運営を総括する。

４ グループリーダーに事故があるときは、あらかじめグループリーダーの指名を受けた者がその職務を代行する。

５ 作業グループメンバーの任期は課題の分析終了までとし、その成果の報告とともに作業グループは解散する。

（所管事項）

第４条　作業グループは、第２条の目的を達成するため、部会要領第２条が定める所掌事項の（３）教学改善に関する事項（教学に関わるIR）のうち、次の事務を所管する。

（１）教学データの収集および分析

（２）分析結果の報告および教学改善のための提言

（活動）

第５条　作業グループは、学生から教学データを収集し、または事務局から教学データの提供を受けることができる。

２ 前項後段の場合において、作業グループは、予め、部会に対し、提供を受けようとする教学データの種類及び範囲（以下、「種類等」という。）を示し、その承認を得るものとする。

３ 作業グループは、活動による成果を、部会に対し報告する。

４ 部会は、必要と認める場合、いつでも、作業グループに対し、作業経過や分析結果等について報告を求めることができる。

５ 作業グループが取扱うことのできる教学データの種類等は、別に定める。

（守秘義務等）

第６条　メンバーは、データの中に含まれる学生の個人情報（条例第２条第１号の個人情報をいう。以下同じ。）に関し、職員就業規則（平成１９年公立大学法人福井県立大学規程第３５号）その他法令に定める守秘義務を負う。

２ メンバーは、条例および福井県立大学個人情報保護取扱規程（平成１９年公立大学法人福井県立大学規程第５７号）を遵守する。

３ 前二項の規定は、作業グループから報告を受けた者その他作業グループが取扱う個人情報を知った者にも適用される。

４ メンバーが遵守すべき教学データの取扱い方法については、別に定める。

（委任）

第７条　この要領に定めるもののほか、作業グループの運営に関し必要な事項は部会長が定める。

２ 前項の規定にかかわらず、学長は、必要と認めるときは、部会長および作業グループに対し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。